（使用公差）

第九百六十五条　指示計の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百六十六条　指示計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（器差検査の方法）

第九百六十七条　指示計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（使用公差）

第九百六十五条　指示計の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百六十六条　指示計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（器差検査の方法）

第九百六十七条　指示計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年七月二十八日から施行する。ただし、第四百三十五条から第四百三十七条、第四百五十七条、第四百五十八条、第四百六十八条、第四百七十二条から第四百七十四条まで及び第四百七十六条の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

（ガスメーターの型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされたガスメーターの型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（ガスメーターの基準適合義務に係る特例）

第三条　前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属するガスメーターについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和十年十二月三十一日までは、なお従前の例による。